

専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年6月6日提出

秦野市長 高橋 昌和



専 決 処 分 書

交通事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

92,574円

2 賠償の相手方

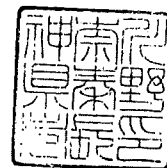
東京都千代田区一番町31番地

株式会社銭高組東京支社

理事支社長 西尾嘉洋

令和6年5月23日

秦野市長 高橋昌和



事故の概要

(1) 発生日時

令和6年3月28日午後0時58分

(2) 発生場所

秦野市桜町一丁目3番2号（秦野市役所立体駐車場下段）

(3) 事故の状況

高齢介護課職員の運転する公用車が、上記場所の駐車区画から出庫しようとして発進した際に、前方の安全確認が不十分であったため、前面通路を後退してきた株式会社銭高組の社用車の左側後部と衝突し、双方の車両が損傷した。

(4) 本市の責任原因

前方の安全確認不履行

(5) 本市の過失割合

70パーセント